

平成 23 年 6 月 23 日

四国地方整備局

**平成 23 年度まちづくり計画策定担い手支援事業の
助成対象事業主体の第 2 次募集開始について**

～ 地権者組織等による都市計画の提案素案作成費用を国が支援 ～

国土交通省では、市街地の整備改善につながる都市計画の提案の促進を図ることを目的として、地権者組織をはじめ、地域におけるまちづくりの担い手に対して必要な経費を補助する「まちづくり計画策定担い手支援事業」を実施しています。

このたび本事業について、6 月 23 日(木)から 7 月 22 日(金)までの期間、平成 23 年度の助成対象事業主体の 2 次募集を実施することとしました。

本事業を活用し、地域の方々が自ら主体となって、地域の現状把握や課題の分析、目指すべき防災性や住環境の検討など専門的な検討を行い、市街地の整備改善に有効な地区計画素案を取りまとめることにより、建築物の自律的な建替え等が促進され、密集市街地、中心市街地、都市再生緊急整備地域等の整備改善が進むことが期待されます。

なお、平成 23 年度は 1 次募集では 12 件の応募申請があり、審査の結果 12 件を助成しました(別紙のとおり)。

～ 詳しくはまちづくり計画策定担い手支援事業 HP

(<http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/ninaite/index.html>)をご覧ください ～

【問い合わせ先】

国土交通省

整備局 都市

課

TEL:0 - -8

<事業概要>

- (1) 事業主体: 地権者組織 等(専門知識が十分ではなく、調査や提案素案作成を委託する必要がある団体)
- (2) 対象地域: 以下の①②の要件を満たす地域
- ① 都市計画区域内の 0.5ha 以上の地区
 - ② 国策として整備改善を進めるべき以下のいずれかの市街地内の地区
 - ・ 密集市街地(全国で約 25,000ha)
 - ・ 中心市街地活性化法による認定基本計画区域
 - ・ 都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域
 - ・ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上計画における重点区域
 - ・ 都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 2 項地区
 - ・ 密集市街地整備法による防災再開発促進地区
 - ・ 上記予定区域
- (3) 補助対象: 地区計画等都市計画の提案素案の作成及びそのための調査等を専門家に依頼するのに要する費用(委託費)
- (※「都市計画の提案素案の作成」は必須項目です。)
- ・ 基礎調査(土地利用・建築物に関する現況調査、市街地環境の調査等)
 - ・ 地区診断(地域課題の抽出、建築規制等の導入効果分析等)
 - ・ 都市計画の提案素案の作成
- (4) 補助率: 定額補助(重点密集市街地)
1/2 補助(重点密集市街地以外の地域)
- (5) 補助限度額: 5 百万円/ha(事業費ベース)
- (※ただし、重点密集市街地については、1 地区あたり 20 百万円を限度とします。)
- (6) 平成 23 年度予算: 154 百万円(国費)

<平成 23 年度第 2 次募集スケジュール>

- | | |
|---------------------|-------------|
| 平成 23 年 6 月 23 日(木) | 募集開始 |
| 平成 23 年 7 月 22 日(金) | 募集締切 |
| 平成 23 年 8 月下旬 | 助成対象事業主体の選定 |

平成 23 年度まちづくり計画策定担い手支援事業第 1 次募集の選定結果

平成 23 年度第 1 次募集では、12 件の応募申請があり、審査の結果 12 件を助成しました。

<助成対象事業主体一覧>

都道府県	地区名 (下段は住所)	応募団体名	面積 (ha)	対象区域要件
東京都	雑司ヶ谷 2 丁目地区 (豊島区雑司が谷 2 丁目)	池袋南地区まちづくりの会	12.8	重点密集市街地
東京都	東向島二・向島四地区 (墨田区東向島二丁目の一部及び向島四丁目の一部)	東向二四地区まちづくりを考える会	12.7	重点密集市街地
東京都	品川区小山 3 丁目地区 (品川区小山 3 丁目の一部)	小山 3 丁目地区 まちづくり推進協議会	1.6	密集市街地 再開発法 2 号地区 防災再開発促進地区
大阪府	萱島東地区 (寝屋川市萱島桜園町、萱島東一丁目地内)	萱島東地区まちづくり協議会 まちづくり専門部会	6.2	重点密集市街地 都市再生緊急整備地域 防災再開発促進地区
大阪府	門真市幸福町・垣内町地区 (門真市幸福町 11 番 52 号地内)	門真市幸福町・垣内町・中町 まちづくり協議会	12.0	重点密集市街地 密集市街地 防災再開発促進地区
大分県	浜町・芦崎・新川西地区 (大分市浜町北、浜町東、芦崎、新川西の一部)	浜町・芦崎・新川西地区 住環境整備協議会	20.5	重点密集市街地
山形県	栄町大通り地区 (山形市旅籠町・木の実町地内)	栄町大通り街づくり委員会	5.6	中心市街地
東京都	新宿EAST地域 (新宿区新宿三丁目)	新宿EAST推進協議会	20.0	都市再生緊急整備地域
静岡県	沼津駅南地区 (大手町 5 丁目)	沼津市商店街連盟	8.9	中心市街地
滋賀県	長浜駅周辺地区 (長浜市北船町及び南呉服町の一部)	長浜駅周辺整備推進準備会	3.0	中心市街地 歴史的風致
兵庫県	久保町 3 丁目地区 (神戸市長田区久保町 3 丁目地区内)	久保町 3 丁目自治会	1.0	重点密集市街地 中心市街地 防災再開発促進地区
兵庫県	久保町 9 丁目地区 (神戸市長田区久保町 9 丁目地区内)	久保町 9 丁目親睦会	1.0	重点密集市街地 防災再開発促進地区

以上

まちづくり計画策定担い手支援事業

平成23年度助成対象事業主体募集（6月23日～7月22日）

～ 地権者組織等による都市計画の提案素案作成費用を国が支援 ～

本事業を活用し、地域の方々が自ら主体となって、地域の現状把握や課題の分析、目指すべき防災性や住環境の検討など専門的な検討を行い、市街地の整備改善に有効な地区計画素案を取りまとめることにより、建築物の自律的な建替え等が促進され、密集市街地等の整備改善が進むことが期待されます。

【事業主体】：地権者組織 等

【募集期間】：平成23年6月23日～平成23年7月22日

【対象地域】：以下の①②の要件を満たす地域

①都市計画区域内で0.5ha以上の地区

②国策として整備改善を進めるべき以下のいずれかの市街地内の地区

- ・密集市街地（25,000ha）
- ・中心市街地活性化法による認定基本計画区域
- ・都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域
- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上計画の重点区域
- ・都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項地区
- ・密集市街地整備法による防災再開発促進地区
- ・上記予定区域

【補助対象】：地区計画等都市計画の提案素案の作成に要する費用（委託費）

まちづくり計画策定担い手支援事業による助成

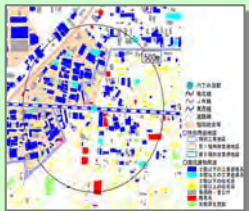
※助成費は地権者組織等からコンサルタントへ委託する費用のみです。
地権者組織等の運営費、自ら行う場合の調査費は含まれません。

①基礎調査（土地利用・建築物に関する現況調査等）

■現地調査

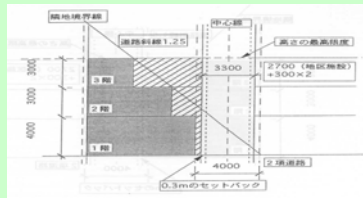


■調査結果のとりまとめ



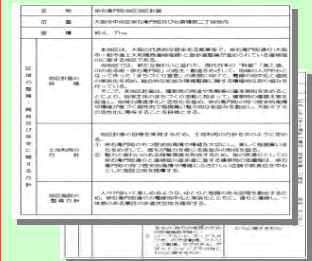
②地区診断（現況調査等の資料解析等）

■地区の課題の整理 ■市街地の防災性評価



- 模型等を使った計画内容のスタディ
- 地区計画による規制緩和後の地区イメージの作成等

③地区計画等の都市計画提案のための素案作成



【補助率】 定額補助（重点密集市街地）

1/2補助（重点密集市街地以外の地域）

【補助対象限度額】：5百万円/ha（事業費ベース）

（ただし、重点密集市街地については、1地区あたり20百万円を限度）

【問い合わせ先】：国土交通省都市・地域整備局都市計画課

TEL：03-5253-8111（内線32634）